

子育て支援に配慮した公営住宅団地の整備

子育て支援

北海道、根室市（人口 563万人）

概要

安心して子どもを生き育てることができる居住環境の形成を図るため、子育てに適した広さや設備等を備え、必要な子育て支援サービスを受けられる道営住宅を子育て支援住宅として整備。

建設地となる地元市町村と連携し、子育てに配慮した仕様の公営住宅等の整備を道が行い、子育て支援サービスの提供を市町村等が行っている。

背景

北海道では、子育て世帯が安心して子どもを育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、平成17年9月に「北海道子育て支援住宅推進方針」を策定。住宅に困窮する子育て世帯に対する良質な住宅供給と子育て支援サービスの提供を併せて実施する道営子育て支援住宅の取組みを行うとともに、市町村営住宅における整備の推進を図っている。北海道住生活基本計画（平成19年2月策定）においては、子育て支援住宅の普及推進を計画期間の前期5箇年に重点的に進める施策として位置づけている。

北海道子育て支援住宅

1. 概要

子育てに配慮した仕様の公営住宅として、入居者や地域の子育て世帯が集う集会所・広場を併設した「道営子育て支援住宅」を整備。集会所等を活用し、子育てアドバイザーによる子育て相談・援助等の子育て支援サービスを提供している。



【根室市であえ～る明治団地】

2. 道、市町村の役割

【道の役割】

子育てに配慮した仕様の道営住宅の整備
道営子育て支援住宅の入居者及び地域の子育て世帯が集う集会所、広場（子どもの遊び場）の整備

【市町村の役割】

子育て支援道営住宅の入居者に対し、子育て支援サービスを提供

【道、市町村の役割】



3. 子育て支援住宅の仕様

【住宅の仕様】

2LDKの標準プランを基本に子育てのしやすさに配慮した水回りなどの広さを確保

主寝室の収納スペースを移動できるように配慮し、子どもの成長に応じた間取り・広さについて柔軟性を確保

乳幼児の事故防止に配慮した設計とし、安全性を確保

【集会所の仕様】

集会所は、道営住宅入居者の利用や子育て支援サービスの提供の場としてだけでなく、地域における子育て支援の拠点としての機能を持たせている。

子育て支援スペース

子育て支援アドバイザーが子育てに関する相談を受ける事務・相談スペースと道営子育て支援住宅の入居者や地域の子育て世帯のふれあいや交流に必要な広さを確保

集会スペース

入居者の各種コミュニティ活動を行うスペースとして、子育て支援スペースと一体的に利用できるよう整備（子育て支援スペースに併設）

4. 入居要件等

【入居要件】

以下の全ての要件を満たすこと。

現に同居または同居しようとする親族のうち、1人以上が小学校就学前であること

公営住宅法上の世帯の収入が26.8万円/月を超えないこと（裁量階層適用）
現に住宅に困窮していることが明らかであること

【入居期間の制限】

道営子育て支援住宅は、子育て世帯向けの住宅として、入居対象要件に合致する新たな子育て世帯を継続的に受け入れていくため、以下のとおり入居期間を設定している。

同居または同居しようとする小学校就学前の子ども（2人以上あるときは年齢が最も高い者）が12歳に達することとなる年度の3月31日まで

入居時点において小学校就学前の子どもが2人以上いる場合や入居後の出産等により新たな子どもの誕生に備え、の期限が到来した時点で12歳に達していない者がある場合には、当該子どもが12歳に達することとなる年度の3月31日まで延長可能。

入居後の状態の変化が無い場合

A子	就学前			小学校						中学校				
	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
B郎	就学前			小学校						中学校				
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年
入居	入居期間										延長	明渡		

B郎と同居することとなった。（B郎が生まれた場合）

A子	就学前			小学校						中学校			
	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
B郎	就学前			小学校						中学校			
	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年
入居	入居期間										延長	明渡	

5. であえ～る明治団地の子育て支援サービス

【つどいの広場事業】

子育て親子（概ね3歳未満の児童及びその保護）が気軽に集い、相互に交流を図るための常設の場の開設

子育てに不安や疑問を持っている親等に対する相談、援助の実施

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報の提供

子育て及び子育て支援に関する講習の実施

【その他の支援・援助】

子育てアドバイザー（保育士経験者・子育て経験者）の配置

あそびの紹介、指導

複数の親子で遊べる場の提供

子育てサークル運営のアドバイスやリーダー研修等



【つどいの広場】

6. 活用制度

公営住宅整備事業等補助事業

次世代育成支援対策交付金（つどいの広場事業）等

実績・評価

【実績】

道営であえ～る明治団地（平成19年1月に入居開始）

- ・一般住戸：51戸

- ・子育て支援住宅：18戸

【評価】

開設後、一日平均20組程度の親子の利用が団地内外からあり、利用者から好評を得ている。

なお、道営子育て支援住宅はあくまでも公営住宅であり、集会所についても団地自治会の利用に配慮し、面積や設備も過大とならないよう留意している。そのため建設地市町村の十分な理解が必要である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	建設部 住宅局住宅課
関連部局	根室市保健福祉部 社会保育課

【連携のポイント】

道営子育て支援住宅における子育て支援サービスは、建設地となる市町村などが実施することとなっているため、地域に関係者で構成する協議会を設置し、計画段階から具体的な整備内容や運営内容について、協議を進めながら事業を実施している。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

北海道 建設部 住宅局 住宅課

011-231-4111

【関連HP】

県HP

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/>

既存施設・空き店舗等の活用した

コンビニ型保健福祉サービスの提供

秋田県（人口 114万人）

概要

高齢者や小さな子どもがいる者等が、地域の身近な場所で日常的に適切な保健福祉サービスを利用できるよう、既存施設や空き店舗等を活用し、保健福祉サービスの提供拠点の整備を行う市町村に対して、施設の整備費用の一部を助成。

整備した拠点については、市町村又は社会福祉法人等が活用し、複数の対象者に複数の保健福祉サービスを提供する「コンビニ型保健福祉サービス」の提供を行っている。

背景

高齢化の進行や核家族などにより家庭での介護能力が低下している一方で、多くの高齢者や障害者は住み慣れていた地域で暮らすことを望んでおり、いつでも身近なところで気軽に各種保健福祉サービスを利用できる環境を整備することが求められている。

このような状況を踏まえ、平成12年度に策定した「あきた21総合計画」において「みんなが安心して活躍できる健康長寿社会の実現」を目標に、その実現に向けた施策として「身近で気軽に利用できる福祉サービスの提供」を掲げ、平成13年度からコンビニ型保健福祉サービス拠点施設を整備支援を行っている。

コンビニ型保健福祉サービスの拠点整備

1. 概要

地域の身近な場所で、「いつでも」「誰でも」「何でも」適切な日常の保健福祉サービスを利用できる使い勝手の良い保健福祉サービスの拠点整備を促進するため、市町村が既存の公共施設・社会福祉施設・空き店舗等を活用し、保健福祉サービス提供の拠点施設とする場合、その整備費用の一部を補助している。

2. 補助要件等

【補助要件】

対象施設が町部や集落内のアクセスしやすい所にあること
多機能福祉の観点から、複数の対象者に複数の保健福祉サービスが提供されること。（2種類以上）

【対象施設】

- ・小・中学校の空き教室
- ・空き店舗 等

【補助対象工事】

バリアフリー改修、トイレ改修、給湯・冷暖房の取付工事 等

【補助額】

上限200万円（補助率：県1/2、市町村1/2）

3. 活用制度

地域住宅交付金（提案事業）等
…施設整備費補助

コンビニ型保健福祉サービスの提供

1. 概要

保健福祉サービス提供の拠点として整備された施設を活用し、市町村又は市町村の委託を受けた社会福祉法人等が、複数の対象者に複数の保健福祉サービスを提供する「コンビニ型保健福祉サービス」の提供を行っている。



【子育て支援ルーム】

2. サービス事業例

- ・育児講座の開催や育児サークルに対する支援
- ・乳幼児を抱える母親の交流の場の提供
- ・子どもの遊びや学びの場の提供
- ・地域の人々との交流事業の実施
- ・高齢者やボランティアを活用した、地域に伝わる遊びや文化の伝承
- ・健康・生きがい等に関する相談の実施

- ・教養・趣味講座の開催
- ・要援護者を支える家族等の交流の場の提供
- ・高齢者と子どもの世代間交流事業の実施
- ・地域の保健福祉に関する各種情報提供
- ・ボランティア活動の拠点としての活用その他地域の実情に応じた柔軟かつ多様なサービスの提供
- ・地域住民を対象とした軽スポーツの講習会の開催

3. 活用制度

放課後児童健全育成事業
 ...放課後児童クラブ運営費
 地域支援事業交付金
 ...介護予防事業等

実績・評価

【実績】（平成18年度末）

- ・コンビニ型保健福祉サービス拠点施設：64施設

【評価】

県では平成22年度までに各中学校区に1施設を目安に、計136箇所を整備することを目標としているが、市町村の関心が高く、平成13～17年度までに58箇所の拠点が設置されるなど、当制度を活用した拠点施設の整備については一定の成果を得ている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	健康福祉部 福祉政策課
関連部局	建設交通部 建築住宅課

【連携のポイント】

事業の立案、実施主体の採択、事業の予算化については福祉政策課が行い、地域住宅交付金に係る事務処理等は建築住宅課で行っており、主に予算編成時や交付金の要望時に連携を図り、事業の円滑な運用に努めている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

秋田県健康福祉部 福祉政策課
 018-860-1316

【関連HP】

県HP
<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1151634421452/files/h18gyoumuagaiyou.pdf>

子育てしやすいマンションのPR・支援

子育て支援

東京都墨田区（人口 23万人）

概要

安心して子育てのできる住まい・居住環境の形成を促進するため、ハードとソフトの両面で子育て世帯に配慮されたマンションを「すみだ子育て支援マンション」として認定。

認定マンションについては、その旨の表示を行いPRすることができるほか、入居者に対して子育て支援サービスを提供するとともに、事業者に対して子育て支援用の設備の整備補助を行っている。

背景

墨田区では、平成9年以降人口はほぼ横ばいの状況が続き、年少人口の減少と高齢者の増加が進行するなか、社会的増減では20歳代前半の転入と、30～40歳代の子育て世帯の転出が多くなった。

このため、平成13年度改定の「第3次墨田区住宅マスタープラン」では、「あらゆる世代が安心して住み続けられる住まいの実現」の目標のもと、基本施策の一つに「子育て世帯への支援」を位置づけ、「子育て支援型集合住宅の認定・補助制度」を重点事業として推進していくこととした。

すみだ子育て支援マンション認定制度

1. 概要

墨田区内に供給される集合住宅のうち、特に子育てに配慮したものを「すみだ子育て支援マンション」として認定（有効期間3年）し、キッズルームやプレイロットの整備費補助、子育て相談員等の派遣、子育て活動への支援を行っている。

2. 認定要件

区内において供給され、かつ、以下の要件をすべて満たすマンションであること。

耐火構造で、6戸以上の独立した住戸を有すること
占有面積55㎡以上の住戸が全体の住戸数の3分の2以上（高齢者円滑入居賃貸住宅の場合は2分の1以上）であること

2階建て以上の住宅にあってはエレベーターを設置していること

賃貸又は新規に分譲されるものであること

法令に違反していないこと

「設計(建設)住宅性能評価書」を取得すること

「すみだ子育て支援マンション」の39項目の認定基準のうち一定以上の数の基準をクリアすること

3. 子育て支援用施設の整備補助

「すみだ子育て支援マンション」として認定を受けたマンションの建設業者のうち、共用部分に施設の整備する事業者に対しては、下記の基準を満たすことを要件に、補助金を交付している。

【補助要件】

キッズルーム

（補助金額：100万円、床暖房設置で50万円追加）

住民等の自主運営によって共同育児活動の場に供するキッズルームの整備：床面積が20㎡以上あること、遊具の収納及び便所を備えたものであること

プレイロット

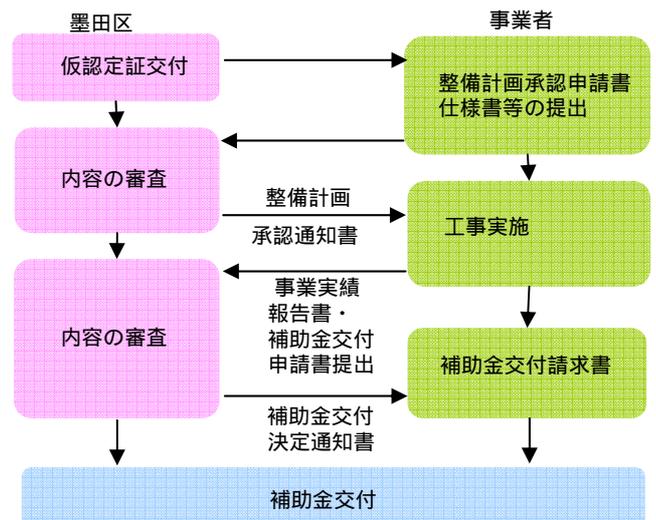
（補助金額：50万円）

プレイロットの整備：面積が40㎡以上あること、児童が安全に遊ぶことができるよう区画されていること、舗装部分については透水性であること



【キッズルームとプレイロット】

【補助金交付の手続き】



4. 認定マンションにおける子育て支援等

認定を受けたマンションについては、認定の効力期間（3年間）中に、区から情報提供を中心とした次のような支援を、居住者からの要望に基づいて受けることができる。

子育て相談員等の派遣
子育てグループ活動への支援
区職員による「リクエスト講座」の派遣 等

【関連HP】

区HP

http://www.city.sumida.lg.jp/matizukuri/zyuutaku/kosodate_mansion/index.html

5. 活用制度

地域住宅交付金（提案事業）
...キッズルーム等整備補助

実績・評価

【実績】

認定マンション：9棟（うち1棟は仮認定）
（平成15年1月開始）

【評価】

区が子育てしやすいマンションを認定する制度を創設したことで、一定の品質を確保した住宅の供給を促進している。また、「子育てにやさしい」住まいは「高齢者にもやさしい」ことから、多世代同居の住環境とコミュニティの形成の促進に貢献している。

今後は、ソフト支援実施にあたっての連携体制の確立や、再認定基準の明文化等が課題である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	都市計画部 住宅課
関連部局	福祉保健部 厚生・児童課 子育て支援課
	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課
	都市計画部 開発調整課 建築指導課
	教育委員会 生涯学習課

【連携のポイント】

認定審査会はハード・ソフトの両面を審査することから、ハード面は都市計画部、ソフト面は福祉保健部の関係課長が審査委員となっている。

また、認定基準項目の検討にあたっては、集合住宅で子育て経験のある庁内職員のグループインタビューを実施した。

認定後の支援についてはソフト中心となるため、福祉保健部関係課、生涯学習課及び住宅課で構成する連絡会を設置している。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

都市計画部 住宅課
03-5608-6215

概要

子育て世帯の住まい確保に対する支援策として、未就学児がいる世帯に対し、県の公営住宅の入居収入基準について要件を緩和するとともに、空き家募集時には子育て関係課と連携し、各市の福祉事務所等を通じて母子家庭等への情報提供を実施している。

また、子育て世帯を対象に、良質な住宅の取得を支援するため、福井県住宅供給公社の宅地分譲について、購入価額の一定割合を減額する「子育て者等宅地購入支援制度」を設けている。

背景

全国的に少子化への対応が求められる中、福井県では、平成17年の合計特殊出生率が全国で唯一上昇しており、子育て世帯の住まいに対する支援策を推進し、少子化への取組をさらに進めていくこととしている。

また、3世代同居率（一般世帯の21.6%）も全国2位と高く、家庭・地域が担ってきた子育てを支えあう機能を活かし、身近な子育て相談や子育てへの手助けなど、家庭と地域が協力して子育てを支える環境づくりに取り組んでいる。

福井県営住宅の収入分位引き上げ

1. 概要

未就学児がいる世帯を対象に、県の公営住宅の入居収入基準について収入分位を40%まで引き上げる（月額268,000円以下）とともに、空き家募集時には子育て関係課へ連絡を行っている。

2. 子育て関係課への連絡

県営住宅に空きが出た場合、建築住宅課から子ども家庭課に文書で連絡。子ども家庭課は、各市の福祉事務所・家庭福祉センター等に事前に文書で通知し、母子家庭等に優先的に空き家の情報提供を行っている。



【県営住宅】

子育て者等宅地購入支援制度

1. 概要

福井県住宅供給公社が行う宅地分譲において、子どもがいる世帯等を対象に、購入価額の一定割合を減額している。（平成18年10月に創設）

2. 要件等

【減額要件】

下記の要件のいずれかを満たすこと。

- 18歳未満の子どもを2人以上有する者が購入すること
- 団地の同一小学校区内において「3世代近居」（3世代に18歳未満の者を含むこと）となる者が購入すること

【減額率】

土地代の20%

【花乃杜ハイツ】

宅地は平均88坪、道路幅もゆったりとしている。子どもたちが安全に遊べる公園も整備。



【あけぼの団地（分譲中）】



実績・評価

【実績】（平成18年度）

子育て者等住宅地購入支援制度による宅地販売数
：3区画（花乃杜ハイツ、自由が丘あけぼの団地）

【評価】

子育て世帯を対象に、県営住宅への入居や、住宅供給公社宅地の取得を容易にすることで、少子化対策への取組みが進められている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	土木部 建築住宅課
関連部局	福井県 住宅供給公社

【連携のポイント】

住宅供給公社は、建築住宅課所管の公営住宅の管理代行を行っている。（H18～）

建築住宅課は、住宅施策の一つとして「親子近居」の促進を掲げ、住宅供給公社が制度を創設・運用し近居の具体化を推進している。（H18～）

問い合わせ先&関連HP

【問い合わせ先】

土木部建築住宅課
0776-20-0505

【関連HP】

福井県住宅供給公社HP
<http://www.mitene.or.jp/~fuku-jyu/yuguseido.html>